

# 新潟市荻川コミュニティセンター利用規則

荻川コミュニティ振興協議会

## (目的)

第1条 この規則は、新潟市荻川コミュニティセンターの本館、分館及び体育館（以下「センター」という。）の利用に関し、新潟市条例第60号（平成23年）の外、必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用許可の申請)

第2条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、荻川コミュニティセンター利用許可申請書（以下「利用申込書」という。）（別記第1号様式）を利用期日の前日までに、新潟市（以下「市」という。）より指定管理を受けている荻川コミュニティ振興協議会（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

## (利用料の支払い)

第3条 利用者は、利用申込書の提出と同時に別表に定める利用料を支払わなければならない。  
2 利用料は、現金による前納とする。

## (利用料の減免)

第4条 次の各号に該当するときは、利用料を減免することができる。

- (1) 国、新潟県（以下「県」という。）、市（行政委員会を含む）が利用するとき。
- (2) 国、県、市（行政委員会を含む）が他の団体と共催で利用するとき。
- (3) 県、市立の学校幼稚園、保育所等が業務として利用するとき。
- (4) 管理者及び管理者の専門部会、荻川いきいき塾が業務として利用するとき。
- (5) 前各号のほか指定管理者の長が、利用料の減免を認めたとき。

## (利用料の減額)

第5条 次の各号に該当するときは、利用料の額に70%を乗じた額を減額することができる。

- (1) 指定管理者の審査を得て指定管理者に属する社会教育関係団体の認定に関する登録団体が目的達成のために利用するとき。
- (2) 荻川いきいき塾の屋内サークルがその目的達成のために利用するとき。
- (3) 荻川地区の自治会・町内会がその業務遂行のため、自治会・町内会長名で申込み、利用するとき。
- (4) 前各号のほか指定管理者の長が利用料の減額を認めたとき。

## (利用料の還付)

第6条 原則として既納の利用料は還付しない。但し、次の各号に該当する場合は還付を行う

こととする。還付の請求を受ける場合は、利用料金変更・還付通知書の記入提出を必要とする。

- (1) 指定管理者の都合で、許可を受けた事項での使用ができなくなったとき。
- (2) 利用者の都合により、利用する日の7日前までに指定管理者に申出がなされたとき。
- (3) 利用者の責任によらない理由により、利用することができなくなったとき。

(利用の許可)

第7条 指定管理者は、第2条の規定による申請があったときは、登録団体規定に準ずる外、原則として申請の順番により利用を許可するものとする。

(利用許可書)

第8条 利用の許可は、利用料支払いと引換えに申込者に対し、荻川コミュニティセンター利用許可書兼領収証（以下「利用許可書」という。）別記第2号様式の交付をもって行うものとする。

- 2 利用の許可を受けた者がセンターを利用するときは、前項の利用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号に該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害する恐れがあるとき。
- (2) 建物及び設備を損傷し、または滅失する恐れがあるとき。
- (3) 営利を目的とする営業行為で利用するとき。
- (4) 前各号のほか管理上支障があると認るとき。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、または他に転貸してはならない。

(利用の変更または中止)

第11条 利用者は許可を受けた事項を変更し、または中止しようとするときは、速やかに指定管理者に申出をしなければならない。

(利用許可の取消等)

第12条 指定管理者は、次の各号に該当したときは、利用許可の取消、利用の中止、若しくは利用許可の条件変更をすることができる。

- (1) この規則または、これに関連する規定等に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。

2 前項の場合において、利用者に損害を及ぼすことがあっても指定管理者は、賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、建物及び設備等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(休館日)

第14条 センターの休館日は、次のとおりとする。但し、指定管理者の長が必要と認めたときは、市と協議、許可を受け、臨時に開館し、または休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで(年末年始休館)

(開館時間)

第15条 センターの開館時間は次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

- (1) 午前9時から午後10時まで。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに火気を使用し、または危険のおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに物品を販売し、または陳列しないこと。
- (3) 許可を受けずに広告類を掲示し、または散布しないこと。
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 前各号のほか管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成29年4月1日から施行する。